

はい作業主任者技能講習 開催案内

主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部（陸災防北海道支部）
北海道労働局長登録教習機関（北労安教第16号）

目的 労働安全衛生法により、高さが2メートル以上の「はい付け」、「はいくずし」の作業を行う事業場は『はい作業主任者』の選任が必要です。
（関係法令：労働安全衛生法第14条施行令第6条第12号）

開催日 令和8年10月29.30日（木・金）2日間（AM8:20より受付、8:50開講）

会場 釧根地区トラック研修センター 釧路市鳥取大通6丁目1-4

受講資格 満18歳以上の者で、はい付け、はいくずし作業が3年以上の実務経験者。

受講料 **19,580円** 受講料16,000円+消費税1,600円、テキスト代1,800円+消費税180円

受講手続 別紙申込書に記入・捺印の上、写真2枚を添えて下記へ申込み下さい。

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目1-4

陸災防釧路分会 TEL：0154-51-3108 FAX：0154-52-4019

e-mail：info_senkon@hta.or.jp

送金手続 受付確認後に受講料を送金してください（振込手数料は受講者負担となります）。

振込銀行 釧路信用組合 西港支店（普）0055540 陸災防釧路分会 あて
（振込手数料は受講者負担となります）

振込期日 講習開催日の10日前までに送金してください（振込手数料は受講者負担となります）。

※ 定員（40名）になり次第、締め切りとなります。

※ 事前連絡なしに当日欠席の場合、受講料は返納いたしません。

《はい作業主任者の選任が必要な作業環境》

1. 製造業・・・原料又は製品を倉庫等に保管する際、その高さが2m以上となる場合。
2. 建設業・・・資材置場等の高さが2m以上となる場合。
3. 運送、貨物取扱業（含む倉庫業）・・・倉庫、上屋又は土場等の荷の高さが2m以上となる場合。
4. 林業・・・土場において原木等を高さ2m以上に積み重ねる場合。
5. 商店、スーパー、問屋業等・・・商品等を倉庫等に高さ2m以上に積み重ねる場合。

《講習時間割》 ※（状況により、開始・終了時間が前後する事があります）

1日目 (8:50~16:40)	2日目 (8:50~16:40)
① はいに関する知識 3.0時間	① 人力荷役に関する知識 4.5時間
② 機械荷役に関する知識 3.0時間	② 関係法令 1.0時間
③ 人力荷役に関する知識のビデオ放映 0.5時間	③ 学科試験 1.0時間

※ 事前連絡なしに当日欠席の場合、理由にかかわらず受講料の返金はいたしません。

※ 自然災害等で講習が実施困難な場合は、講習を中止又は延期しますので予めご了承ください。